

## 新潟県条例第17号

新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例の一部を改正する条例

新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例（平成12年新潟県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(警備業法関係手数料) <b>第10条</b> 警備業法（昭和47年法律第117号。以下この条において「法」という。）の規定に基づく事務（次項に掲げるものを除く。）について、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。 (1)～(10) (略) (11) 法第42条第2項第1号の機械警備業務管理者講習を受けようとする者 1件につき <u>標準政令本則の表103の項の2の下欄に掲げる金額</u> (12)・(13) (略) 2 (略)	(警備業法関係手数料) <b>第10条</b> 警備業法（昭和47年法律第117号。以下この条において「法」という。）の規定に基づく事務（次項に掲げるものを除く。）について、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。 (1)～(10) (略) (11) 法第42条第2項第1号の機械警備業務管理者講習を受けようとする者 1件につき <u>3万8,000円</u> (12)・(13) (略) 2 (略)

### 附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。